

日本スキー学会顕彰規定

(総則)

第1条 本会は、会則第4条に基づく関係事業として、以下の賞を設け、本規定により表彰を行う。

- (1) 日本スキー学会論文賞（以下、論文賞という）
- (2) 日本スキー学会優秀発表賞（以下、発表賞という）
- (3) その他、理事会で特に認めた賞

(論文賞)

第2条 論文賞は、学術研究の奨励及び発展に資することを目的として、「スキー研究」に発表された論文のうち、特に優れたものを選び、その著者を表彰するものとする。

2 論文賞は、原則として3年に1回選考する。

3 受賞者は会員に限る。対象となる論文が共著の場合は、会員である共著者全員を表彰する。

(発表賞)

第3条 発表賞は、若手研究者を育成し、研究活動の活性化に資することを目的として、学会大会あるいは研究会において、特に優れた講演を行った発表者を表彰するものとする。

2 受賞者は、発表論文の著者でかつ登壇し発表した者で、発表時において40歳未満の会員とする。

(選考委員会)

第4条 各賞ごとに選考委員会を設ける。

2 会長は、理事会の承認を得て、各選考委員会に委員長と3名以上の委員を委嘱するものとする。

3 各選考委員会は担当する賞を選考する。

4 各選考委員会は、受賞者が決定されたときをもって解散する。

(選考手続)

第5条 各選考委員会は、選考結果を会長へ報告する。

2 会長は理事会の議決を経て、受賞者を決定する。

3 各賞とも該当者がない場合には、表彰を見送ることができる。

4 選考基準および選考方法は別に定める。

(表彰)

第6条 表彰は、以下の機会において行う。

(1) 論文賞：総会、あるいはその他適当な機会

(2) 発表賞：発表を行った会の閉会式、あるいはその他適当な機会

2 受賞者には、以下のものを贈呈する。

(1) 論文賞：賞状ならびに賞牌 なお、賞牌は1件につき1牌とする。

(2) 発表賞：賞状

(3) 各賞に副賞を添えることができる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 1. 本規定は、2008年3月24日より施行する。

2. 本規定は、2013年7月12日より改定する。